

医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問主意書

提出者 早稻田夕季

医療分野の研究開発関連の調整費に関する質問主意書

医療分野の研究開発を進めるために、研究現場の状況やニーズを踏まえ、省庁の枠にとらわれずに機動的かつ効率的に配分するとの考え方に基づき、内閣府の予算に計上される科学技術イノベーション創造推進費の一部として、医療分野の研究開発関連の調整費という予算項目があり、これまでは国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の理事長の裁量で配分してきたところであるが、二〇一九年十一月十四日に健康・医療戦略推進本部が決定した、令和元年度第二回医療分野の研究開発関連の調整費の実行計画において、ゲノム・医療データ基盤の構築に向けた取組みなどに合計八十八・四億円が、初めてトップダウン型経費（健康・医療戦略推進本部による機動的な予算配分）として配分されることになった。

一 決定については、厚生労働省の幹部職を併任している内閣官房の健康・医療戦略推進室の一官僚が独断で決めたもので、手続きが不透明ではないかとの批判があるが、そもそもトップダウン型経費とは、「医療分野の研究開発関連の調整費に関する配分方針」によれば、（一）ある領域で画期的成果が発見されたこと等により、当該領域へ研究開発費を充当することが医療分野の研究開発の促進に大きな効果が見込まれる場合、（二）感染症の流行等の突発事由により、可及的速やかに研究開発に着手する必要が生じた場

合に配分するとされているところであり、今回決まったトップダウン型経費の実行計画の内容は、このどちらに該当するのか。事業名ごとに答弁されたい。

二 今回のトップダウン型経費は、どのような手続きにより決定されたのか。具体的にいつ誰が原案を作成し、いつどのような会議に諮って、いつ誰の、どのような役職者の了承や裁可を経たものなのか。

右質問する。